

森林土木工事共通仕様書（R4.10）の改定概要

1 基本事項

農林水産省林野庁の令和4年4月1日「森林整備保全事業工事標準仕様書」及び山形県県土整備部の令和3年4月版「土木工事共通仕様書」・「土木工事共通特記仕様書」に準拠し、森林土木工事共通仕様書を改定するものである。

第1編共通編第1章総則の内容は県土整備部版に準拠し、第1編共通編第2章材料以降の内容は農林水産省版に準拠している。

2 主な改定内容

（1）仕様書本編の改定

第2編 材料編から第6編 林道編まで農林水産省版に準拠し改定した。

（2）共通特記仕様書の改定

- ・令和3年6月10日改正の森林土木工事共通仕様書で第1編 共通編 第2節 特記事項に記載していた主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人等の配置や技術者の配置、低入札価格調査対象工事における技術者の増員、建設副産物などの事項について、共通特記仕様書に記載した。
- ・土木一式工事及びとび・土工・コンクリートダム工事の技術士資格について、技術士試験の科目の統合・名称が行われた科目の「農業農村工学」を追記した。

（3）森林土木工事施工管理基準

- 森林土木工事施工管理基準
 - ・改定なし
- 出来形管理基準
 - ・農林水産省版に準拠し改定した。
- 品質管理
 - ・改定なし
- 写真管理基準
 - ・改定なし